

2013 年度卒業論文

山田正雄ゼミナール

忘れられる権利を模索するネット社会

日本大学法学部 政治経済学科 4年

学生番号：0928593

白坂 翔

はじめに

「現代の若者は、若気の至りがオンラインに全て記録され、それらは彼らに一生つきまとう。」Telegraph が開催した Hay Festival 2013 での、Google の元 CEO であるエリック・シュミット氏の発言である。また彼は、「我々は、個人に関する全ての出来事や写真などがデジタルに記録されることを経験したことはない世代だ。」「人生において、『無かったことにしたい出来事』もある。」とも語っている。^{[1][2]}

現代の多くの若者は、Facebook や Twitter などの SNS(Social Networking Service)を利用して、^[3]友人や知人、さらには現実社会では顔を合わせたことも無い人々と、日常の出来事や様々な情報を日々共有し、そして交流しており、もはや SNS はインフラになったと言っても過言ではない。

国内の人だけではなく世界中の人々とつながり、日常の些細な出来事を共有することの楽しさ、様々な情報に触れ発見できる新たな気付き。多くの利益を人々に与えることになった SNS であるが、思わぬ陰に悩まされることもある。その一つが、シュミット氏が語ったことである。

SNS にアップロードされる写真や記事、発言などの投稿の中には、社会的には不適切なものや批判されやすいもの、若気の至りでやってしまったもの、昔の恋人との写真など、後から見返すと自分に不都合で消したくなるものもある。しかし、多くの人とつながってしまった世界では、それらの投稿はたくさんの人々に見られ、非常に早いスピードで拡散されてしまうのである。そうなるインターネット上から全て削除することは、不可能に近くなる。そして拡散された情報は半永久的にインターネットに残る。人の噂も七十五日というが、インターネットは忘れないのである。

2013 年、ある若者がふざけてスーパーの冷蔵庫に入り、その様子を友人が写真を撮り Twitter に投稿したところ、その投稿は瞬く間に拡散し、その投稿に反感を抱く人々によって、その若者の所属する学校、名前までが特定された。そしてその若者は、スーパーの冷蔵庫に入ったことを理由に、所属する学校から退学処分を受けた。^[4]しかし彼の行動に対する制裁は退学処分だけではない。今でも彼の名前を検索すると、彼を批判したネットユーザーの汚い言葉共に、彼の写真や関連記事を見ることができ、まさにシュミット氏が語ったように、彼は『無かったことにしたい出来事』をインターネット上に記録されたことによって、一生背負わなければいけないのである。

誰しも、忘れたい過去の一つや二つあるであろう。しかしインターネットに記録されれば多くの人に見られ、一度拡散してしまうと、その過去を消すことは困難である。株式会社 garbs の調査によれば、企業の新卒採用活動や中途採用活動において、応募者や面接予定者のソーシャルメディアアカウントをチェックしている担当者の数は、およそ 50%にのぼるという。^[5] 一度の若気の至りが、将来を左右してしまう世の中になっているのである。このように現在のインターネット社会では、一度でも過ちを犯してしまうと、それがインターネット上に拡散し、現実社会へ影響を及ぼす可能性があり、一定程度の情報リテラシ

一は全ての人々に求められる。上述したような事例は日本だけではなく、世界で起こっている。エリック・シュミット氏も発言しているように、特に子どもの時にインターネット上にアップロードした情報が、将来に影響してしまう様な事は、懸念されるべき問題だと筆者は考えている。

このような問題を念頭に、今 EU では、データ保護規則案^[6]の中で、「忘れられる権利(the right to be forgotten)」^[7]というものが議論されている。この権利の中味を簡単に言うと、個人データを持っている管理者に対して、個人データの削除やそのデータの頒布の中止を管理者に実行させることのできる権利である。すなわち、上述したようなインターネットの「忘れない」という特徴から生じる現実社会への影響を懸念し、不利益な事態に陥っても、自己に関するデータに対して削除などの権利を行使することによって、記憶されるインターネットから忘れてもらおうという権利である。この EU データ保護規則は、本論文執筆時現在（2014 年 1 月 20 日）でも欧州議会で議決には至っていないが、「忘れられる権利」を含め、世界各国から注目を集めている。

そこで本論文では、EU データ保護規則案で議論されている「忘れられる権利」を題材として、本人の権利として自己に関するデータを削除、またそのデータの頒布の中止を実行させる権利の必要性を説き、またそれに対して懸念される問題を明らかにすることを第一の目的とする。

第二の目的として、日本を含めた諸外国における、本人の自己に関するデータの削除等に関する権利について考察する。

[注釈]

- [1] <http://gigazine.net/news/20130528-teenagers-mistakes-stay-with-them-forever/>,
現代の少年少女の犯した若気の至りはその後の一生についてまわる, Gigazine
- [2] <http://www.telegraph.co.uk/technology/eric-schmidt/10080596/Hay-Festival-2013-Teenagers-mistakes-will-stay-with-them-forever-warns-Google-chief-Eric-Schmidt.html>, Hay Festival 2013: Teenagers' mistakes will stay with them forever, warns Google chief Eric Schmidt, The Telegraph
- [3] 平成 25 年 6 月の総務省情報通信政策研究所の調査報告書によると、大学生による Twitter の利用率は約 7 割、Facebook は約 6 割である。
<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2013/internet-addiction.pdf>, 青少年のインターネット利用と依存傾向に関する調査, 調査結果報告書, 総務省
- [4] <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1308/21/news103.html>, 冷蔵ケースに寝転んだ写真投稿の調理師専門学生、退学に, IT media ニュース
- [5] <http://www.garbs.co.jp/news/articles/120619.html>, ソーシャルリクルーティング白書 2012, 株式会社 garbs
- [6] 正式名称は「Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation)」日本語訳は「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則（一般データ保護規則）の提案」
- [7] 2012 年 1 月 25 日に欧州委員会によって発表された規則案のなかでは、「忘れられる権利および消去する権利 (Right to be forgotten and to erasure)」であったが、2013 年 10 月 21 日に欧州議会の自由権委員会が可決した規則案では、「消去権 (Right to erasure)」となっている。欧州議会のプレスリリースによると、欧州委員会が提案した「忘れられる権利および消去する権利」をカバーするものとしている。
<http://www.europarl.europa.eu/news/en/news-room/content/20131021IPR22706/html/Civil-Liberties-MEPs-pave-the-way-for-stronger-data-protection-in-the-EU>, European Parliament/News

目次

はじめに

1 忘れられる権利までの道のり

- 1.1 OECD プライバシー・ガイドライン
- 1.2 EU データ保護指令
- 1.3 EU データ保護規則案
 - 1.3.1 第 17 条 削除権 (忘れられる権利)
 - 1.3.2 個人が権利行使するための諸規則
 - 1.3.2.1 地理的範囲
 - 1.3.2.2 独立監督機関
 - 1.3.2.3 司法救済を求める権利
 - 1.3.2.4 監督機関による行政的措置

2 忘れられる権利に関する懸念される諸問題

- 2.1 実効性
- 2.2 表現の自由とのバランス
- 2.3 企業の委縮

3 忘れられる権利の必要性

4 日本における個人による削除の現状

5 結びにかえて

参考文献

1 忘れられる権利までの道のり

忘れられる権利が含まれるいわゆる EU データ保護規則案^[14] (個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則の提案。以下「EU データ保護規則」とする。) が 2012 年 1 月 25 日に欧州委員会の Vivian Reding 氏から提出されたが、^[15] この規則案は 1995 年に採択された現行の EU データ保護指令^[16] (個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会の 95/46/EC 指令。以下「EU データ保護指令」とする。) の改正案である。忘れられる権利は、EU データ保護規則案第 17 条にて謳われているが、これは現行の EU データ保護指令の第 12 条アクセス権、第 2 項の「データの修正、消去またはブロック化」の権利を詳細化、強化したものだといわれている。EU データ保護指令は、当時の EC 加盟各国に法制化を促すものであったが、更にさかのぼれば、1980 年のいわゆる OECD プライバシー・ガイドライン^[17] (プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告。以下「OECD プライバシー・ガイドライン」とする。) に盛り込まれた理念と原則を実現したものが、EU データ保護指令である。この章では、忘れられる権利すなわち消去する権利が提案されるまでの道のりを考察する。

1.1 OECD プライバシー・ガイドライン

1980 年 9 月に OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development, 経済協力開発機構) の理事会で「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」、いわゆる OECD プライバシー・ガイドラインが採択された。この勧告は、国際的な情報化が進む中で、個人情報保護と流通に関する各国の法制度の足並みを揃えるための国際的なガイドラインであった。

このガイドラインの第 2 部にて、国内適用における基本原則を 8 つ明記している。①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則、である。

そして個人による削除等に関する権利については、⑦個人参加の原則に明記されている。

個人参加の原則

個人は次の権利を有する。

- (a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること
- (b) 自己に関するデータを、
 - (i) 合理的な期間内に、
 - (ii) もし必要なら、過度にならない費用で、
 - (iii) 合理的な方法で、かつ、
 - (iv) 自己に分かりやすい形で、

自己に知らしめること。

- (c) 上記(a)及び(b)の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- (d) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること、及びその異議が認められた場合には、そのデータの消去、修正、完全化、補正させること。¹⁸⁾

このように、OECD プライバシー・ガイドラインには個人の権利として「データの消去、修正、完全化、補正」が含まれており、国内法制化に促しているわけである。(なお、OECD プライバシー・ガイドラインは 2013 年 7 月 11 日に改正されているが、8 つの基本原則に関しては、1980 年のものと類似している。^{19)[10]})

そして後の 1995 年に、OECD プライバシー・ガイドラインの理念を当時の EC で実現するために、EU データ保護指令が採択されることになる。

1.2 EU データ保護指令

1995 年 10 月、EU データ保護指令（個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会の 95/46/EC 指令）は、採択された。OECD プライバシー・ガイドラインの意とすところを、当時の EC 加盟各国で統一的に法制化を促す役割を果たす。

EU データ保護指令の主な 2 つの目的として、1 つ目は基本的人権及び自由、特にプライバシー権の保護、2 つ目は加盟各国間での個人データの自由な流通の促進である。内容としては、データ管理者の義務、データ主体の権利、独立した監督機関の設置、さらに第三国への個人データの移転に関する規定などが主となっていた。また同指令は、加盟国を拘束するが、それを達成するための具体的な形式や手法は加盟国に委ねられる。^[11]

同指令の第 12 条において、OECD プライバシー・ガイドラインの「⑦個人参加の原則」に記された個人による削除などに関する権利が盛り込まれている。

第 12 条 アクセス権

加盟国は全てのデータ主体に対して、データ管理者から以下のことを取得する権利を保障するものとする。

- (a) 制限なしに、合理的な間隔において、過度の遅れ及び費用を伴うことなく、以下の情報を取得すること。
 - データ主体に関するデータが処理されているかどうかに関する確認、及び少なくとも処理の目的、関係データの分類、データが開示される受取人又は受取人の分類に関する情報。
 - 処理されているデータの判読可能な形式での通知、及びデータの収集源に関する入手可能な情報。

- 少なくとも第15条1に規定されている自動判断の場合には、データ主体に関するデータの自動処理に関わる論理の知識。
- (b) 然るべき場合には、特にデータの不完全又は不正確な性質を理由とする、処理が本指令の規定に従っていないデータの修正、消去又はブロック化。
- (c) (b)に従って行われた修正、消去又はブロック化のデータが開示された第三者に対する通知。但し、これが不可能又は過度の困難を伴うことが確認された場合はこの限りではない。^[12]

このようにデータの主体に「データの修正、消去又はブロック化」を保障する権利を与える旨が謳われている。しかし、その権利は「データ管理者」から得られるものであり、この指令が採択された1995年時においては理解が難しくはないかもしれないが、インターネットを利用する者が24億人にも達し^[13]、ウェブサービスも無数にある今日においては、「データ管理者」が不明な場合も多いはずである。さらに「特にデータの不完全又は不正確な性質を理由とする」とあるように理由が求められ、必ずしも本人の主観のみでは判断できない。

第28条には監督機関に関する規定である。各加盟国に完全に独立した監督機関を設置するよう促している。そしてこの監督機関に個人データの処理に対する個人の権利及び自由の保護に関する役割を担うことを記している。

第28条 監督機関

2. 加盟国は、個人データの処理に対する個人の権利及び自由の保護に関する行政措置又は規制を作成する場合には、監督機関に相談すべきことを規定するものとする。
3. 各監督機関には以下の権限を与えることとする。
 - 処理作業の目的物となるデータにアクセスする権限、監督職務の遂行のために必要な全ての情報を収集する権限のような調査権。
 - 例えば、処理作業が実施される前に、第20条に従って勧告を行う権限、そのような勧告の適切な公開を確保する権限、データのブロック化、消去又は破壊を命じる権限、処理に対する一時的又は確定的な禁止を命じる権限、管理者に警告又は懲戒を与える権限、問題点を国会又はその他の政治機関に照会する権限などの効果的な介入権。
 - 本指令に従って採択された国内規則の違反があった場合に、訴訟を起し、又はこのような違反を司法当局に通知する権限。

監督機関の決定に不服がある場合は法廷を通じて訴えることができる。^[14]

3項には「データのブロック化、消去、処理の停止」などの措置を行使できる権限を監督

機関に与えるよう明記してある。しかし、各加盟国によって、その監督機関の権限や実態はバラつきがあることは否めないであろう。¹¹⁵⁾

EU データ保護指令が採択された 1995 年時は、インターネットの普及人口は全世界でもまだ 0.4%であった。¹¹⁶⁾ それを考えれば、同指令は高水準であったと言えるであろう。1995 年後からは、技術的な進歩やインターネットユーザーの急速な拡大、グローバル化の進展によって様々と発生する新たな課題に、同指令では十分に対処することが困難になってきた。そこで、個人の基本的権利と自由を保護すると共に、EU 域内での一貫したインターネットユーザーの個人情報の効果的な保護や、企業によるデータ移動を容易にさせる目的で、EU データ保護指令が全面的に見直されることになった。

1.3 EU データ保護規則案

2012 年 1 月 25 日、EU データ保護指令の改正案が発表された。EU データ保護規則案である。なお、本論執筆時現在（2014 年 1 月 20 日）でも完全に可決されてはいない。

インターネットユーザーの急速な拡大やグローバル化の進展によって、個人データ保護に対する権利は EU 全体において同水準で保障される必要があり、共通の EU 規則が存在しない場合、加盟国ごとに保護の水準が異なるという危険性が生じ、また異なる基準を有する加盟国間において国境を越えた個人データの流通に制限が生じる可能性があり、EU 域内で共通した「規則」を成立させる必要性があり、欧州理事会は欧州委員会に対し、データ保護に関する法案提出権、議案提出権を行使することを求めたのだ。それにより、同規則案は提出された。また EU 法において「規則 (Regulation)」とは最も強力なもので、加盟各国の批准、国内立法を必要とせず、加盟国に直接適用されるものである。

同規則案の第 1 条第 1 節には、「この規則は、自然人の基本的権利と自由、特に、個人データの保護における彼らの権利を保護する。」と記されおり、人権保障のための法であること明記している。また、現行の EU データ保護指令は 34 カ条で構成されていたが、規則案は 91 カ条に増え、詳細な内容になっている。

欧州委員会によって EU データ保護規則案は欧州議会と欧州理事会に提出された。そして 2013 年 10 月 21 日、欧州議会の自由委員会において、EU データ保護規則案の修正案が可決された。2014 年 3 月 11 日に欧州議会にてこの修正案の本会議が開かれる見込みである。その後欧州理事会が欧州議会の意見を承認すれば、成立となる。

2013 年 11 月 22 日、欧州議会自由委員会によって可決された本会議用の修正案が発表された。¹¹⁷⁾ この修正案を見てみると、欧州委員会が提出した規則案の多くの項目と規定に修正や追加、そして削除されているものもある。また本論文のテーマである「忘れられる権利」についてもタイトルや内容にも修正がされている。よって本論文では、欧州議会自由委員会が可決した修正案を参照し考察していく。

1.3.1 第17条 削除権（忘れられる権利）

OEDC プライバシー・ガイドラインの8つの原則の中の「⑦個人参加の原則」において謳われた個人の権利としての「データの消去、修正、完全化、補正」。それを引き継ぎ個人に「データの修正、消去又はブロック化」を保障したEUデータ保護指令「第12条 アクセス権」。そしてその理念はEUデータ保護規則案では「第17条」に盛り込まれた。

欧州議会自由委員会によって、欧州委員会が提案した「第17条 忘れられる権利及び消去する権利(Right to be forgotten and to erasure)」は「第17条 削除権(Right to erasure)」とタイトルが修正された。内容は以下の通りである。(主要部分のみ)

第17条 削除権

1. データ主体には、以下のいずれかに該当する場合、その人物に関連する個人データの削除とそのデータの頒布の中止を管理者に実行させる権利がある。また第三者に対し、当該データのあらゆるリンク、コピー又は複製を削除させる権利を有する。
 - (a) そのデータを収集および処理した目的において、そのデータがもはや必要でない場合。
 - (b) 第6条(1)(a)によりその処理の根拠となる同意をデータ主体が取り下げた場合、または同意されていた保存期限を過ぎた場合、及びそのデータの処理について法的な根拠が一切ない場合。
 - (c) 第19条の規定に従い、データ主体が個人データの処理に異議を唱えた場合。
 - (ca) 欧州連合に拠点を置く裁判所もしくは監督機関が削除すべきデータとして規定した場合。
 - (d) そのデータが違法に処理された場合。
- 1a. 第1項はデータ管理者による削除を求めるデータ主体の本人確認能力に依拠する。
2. 第1項で規定する管理者が第6条(1)による正当な根拠なしに個人データを公開していた場合、第77条を侵害せずに第三者による削除を含め、当該データを削除するためのあらゆる合理的措置を講じなければならない。また管理者は可能な限り、関連する第三者によって行われた行動をデータ主体に通知しなければならない。
3. 管理者および適切な場合その第三者は、以下の理由によってその個人データの保持が必要な場合を除き、遅延なく消去しなければならない。
 - (a) 第80条に従って表現の自由の権利を行使するため。
 - (b) 第81条に従って国民の健康に関する利益を守るため。
 - (c) 第83条に従った歴史的、統計的、および科学的な研究目的のため
 - (d) EU法または加盟国法によって管理者に課される法律上の個人データ保持義務

務を遵守するため。加盟国法は公共の利益となるような目的に沿ったものであり、個人データの保護に関する権利の本質を尊重し、そして追求すべき正当な目的にふさわしくなければならない。

欧州委員会の規則案では消去する権利は主に子どもが想定されていたが、修正案ではそれに関する記述も削除されており、誰にでも行使できることが想定される。データ主体（個人）はいつでも同意が撤回できるので（第7条第3項）、自分に関するデータはいつでも管理者に対して削除を求めることができることになる（第17条第1項）。さらにその権利は管理者だけではなく、そのデータのコピーやリンクを持つ第三者に対しても行使できると記されている。また管理者は個人データを合法的に処理（第6条第1項）していなかった場合、第三者の削除も含め削除を行わないとならないのだ。しかし表現の自由に接触する場合や歴史的・統計的、科学的な研究目的に使用される場合は消去権の行使はできないとされる。

また削除権が行使できる個人データの定義であるが、「特定の又は特定可能な自然人（データ主体）に関する全ての情報であり、特定可能な人とは、特に名前・識別番号・位置データ・特定識別子の参照、または当該人の身体的・生理的・遺伝子的・精神的・経済的・文化的・社会的・性別的アイデンティティに特有の1つ以上の要素を参照することにより、直接又は間接に特定することができる人。（第4条第2項）」と記されている。

このようにEUデータ保護規則案（修正案）では現行のEUデータ保護指令12条(b)における個人の消去する権利についても詳細化され強力なものとなった。また消去する権利をはじめ、個人の権利が保護されるように他の条文にも改善が加えられている。以下、消去権に関する規定について考察する。

1.3.2 個人が権利行使するための諸規則

1.3.2.1 地理的範囲

本規則が適用される地理的な範囲の規定である。まず、管理者又は処理者によって行われる個人データの処理がEU域内か否かは問わないとされている（第3条第1項）。すなわち、EU内に設立された管理者又は処理者の個人データの取り扱いがEU内で行われていた場合はもちろん、クラウドサービスで行われている場合にも規定が適用されるということである。たとえEU内に設立された企業によって提供されるサービスが海外において処理されている場合でも、個人は権利を行使できるということである。

またEUに拠点を持たない管理者又は処理者が行った処理にも規定が適用されるとしている。（第3条第2項）しかし、EU域内に居住するデータ主体に対する商品やサービスを提供している場合（データ主体に対して料金が発生しているか否かは問わない）（第3条第2項a）、またデータ主体を監視する場合、といった条件が加えられている。すなわち、例えばEU内の人に対してサービスを展開している日本企業もこの規則の適用範囲というこ

とになるのである。忘れられる権利（削除権）に関して言えば、EUの人から見た場合、削除したいデータがEUの人々に向けて展開されているサービス内にデータが置かれている間には、削除権を行使できるが、例えば日本人向けのサービス（2ちゃんねるなど）へ拡散してしまった場合、その権利の行使は難しくなる。

1.3.2.2 独立監督機関

個人データの処理において、自然人の基本的な権利と自由を保障のために、またEU域内における個人データの自由な流通の促進のために、各加盟国は公的な監督機関を設け、EU域内に規則を一貫して適用させる責任を持たせなければならない（第46条第1項）。

データ主体は、自分に関するデータの処理が本規則に準じてないと考える場合、加盟国の監督機関に不服を申し立てる権利を有しており（第73条）、監督機関はこれに従って、データ主体のあらゆる苦情の申し立てに対応し、その苦情に関する調査を適切な範囲で行わなければならない。さらに、この規則の適用と実施にEU域内で一貫性を持たせるために、他の監督機関と情報を共有し相互扶助を行う（第52条）。

監督機関は、個人の権利の保障のために、本規則に違反して処理が行われた場合、データの修正、削除もしくは破壊を命じることができる権限を持つ。さらにそのデータが開示された第三者に対しても同様のことを行うように通知できるのだ（第53条）。無論、監督機関は委任された職務権限を行使する際は完全に独立して行動しなければならない（第47条）。

1.3.2.3 司法救済を求める権利

監督機関の決定に対し、他の行政的救済又は裁判外の救済を毀損することなく、個人は司法救済を求める権利を有する。また自身が住んでいる国ではなく、他の加盟国の監督機関の決定がデータ主体に影響を受ける場合、整合性機構を毀損することなくその案件の管轄権を持つ他の加盟国の監督機関に対して、自らの代理として訴訟手続きを取るように、自身の住んでいる加盟国の監督機関に要求することができる（第74条）。

本規則に準じない個人データの処理によって、本規則に基づく個人の権利が侵害されたと考える場合、司法救済を求める権利を行使でき、管理者や処理者に対する訴訟は、管理者や処理者が施設を有する加盟国にて提訴できるとされるが、管理者が公権力を行使する欧州もしくは加盟国の公的機関である場合を除き、データ主体が住んでいる加盟国にて提訴できるとしている（第75条）。

1.3.2.4 監督機関による行政的措置

本規則が定める義務を遵守しない者に対し、監督機関は少なくとも以下の3つの項目のうち一つ制裁を課すものとしている（第79条）。

- a) 初回又は故意ではない違反の場合、文書による警告

- b) 定期的なデータ保護監査
- c) 100,000,000 ユーロ又は、企業の場合は全世界年間総売上上の5%までの制裁金のいずれか高い方

このように EU データ保護規則案（修正案）では、削除権をはじめとした個人の権利または個人データを保護するために、現行の EU データ保護指令を詳細化し、監督機関の権限の強化や司法救済を向上させ、さらには規則を破った場合には巨額の制裁金を課すなどの規定を作り、個人が権利行使する手段や環境を改善したと言えよう。この規則は現時点では採択もされていないため、効果的に作用をするかはわからないが、本規則が実際に運用されていけば多くの問題も発生してくるであろう。しかし、EU は現代のようなインターネット社会において本規則のような個人を保護する体系の必要性と危機意識を抱くことについて、世界に先駆けて行い、他の国々ではそれはひとつの倣うものになるであろう。

[注釈]

- [1] http://www.soumu.go.jp/main_content/000196316.pdf, JIPDEC (一般社団法人日本情報経済社会推進協会) による EU データ保護規則案の仮日本語訳, JIPDEC
- [2] <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2012:0011:FIN:EN:PDF>, EU データ保護規則の原文, General Data Protection Regulation, EUR-Lex
- [3] http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-46_en.htm, Press releases database, European Union
- [4] http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/intnl/Direct-1995-EU.htm, プライバシー問題検討ワーキング・グループによる EU データ保護指令の日本語翻訳, 電子商取引実証推進協議会
- [5] <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31995L0046:en:HTML>, EU データ保護指令の原文, 95/46/EC, EUR-Lex
- [6] <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/privacy.html>, OECD プライバシー・ガイドラインの日本語訳, 外務省
- [7] <http://www.oecd.org/internet/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofPrivacyandTransborderFlowsofPersonalData.htm>, OECD プライバシー・ガイドライン(1980)の原文, OECD
- [8] 外務省、OECD プライバシー・ガイドライン (仮訳) を参照。URL は[6]に記載。

-
- [9] <http://www.jipdec.or.jp/publications/oced/2013/01.pdf>, JIPDEC (一般社団法人日本情報経済社会推進協会) による OECD プライバシー・ガイドラインの日本語訳, JIPDEC
- [10] <http://www.oecd.org/sti/ieconomy/2013-oecd-privacy-guidelines.pdf>, OECD プライバシー・ガイドライン(2013)の原文, OECD
- [11] EU 法の第二法は適用範囲と法的拘束力の強弱によって段階分けされている。「指令 (Directive)」は加盟国に対しある目的を達成することを求めるが、手段と方法は加盟国に任される。「EU データ保護規則」案は「規則 (Regulation)」であり、すべての加盟国を拘束し、即時に直接適用される強力なもの。
<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/eu/>, 世界情報通信事情, 総務省
- [12] プライバシー問題検討ワーキング・グループによる EU データ保護指令の日本語翻訳を参照。URL は[4]に記載。
- [13] <http://www.internetworldstats.com/stats.htm>, WORLD INTERNET USAGE AND POPULATION STATISTICS, Internet World Stats
- [14] プライバシー問題検討ワーキング・グループによる EU データ保護指令の日本語翻訳を参照。URL は[4]に記載。
- [15] 個人情報保護に関する監督機関の権限や運用実態は消費者庁の「諸外国等における個人情報保護制度の運用実態に関する検討委員会・報告書」を参照した。
http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index_en3.html, 諸外国、国際機関における個人情報保護制度, 消費者庁
- [16] <http://www.internetworldstats.com/emarketing.htm>, History and Growth of the Internet from 1995 till today, Internet World Stats
- [17] <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+REPORT+A7-2013-0402+0+DOC+PDF+V0//EN>, REPORT on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation), European Parliament

2 忘れられる権利に関する懸念される諸問題

EUは、1980年のOECD プライバシー・ガイドラインから現行のEUデータ保護指令、そして今現在議論が行われているEUデータ保護規則案と、データの保護、取り扱い、そして個人の権利を着々と詳細化、強化してきた。それは世界各国の模範となってきたことも確かである。

忘れられる権利すなわち削除権が個人に保障されることは、個々人にとっては非常に都合がよいことであろう。特に子どもなど、インターネットの仕組みや特徴について適切な理解を持っていない状況でもインターネットを簡単に利用できる環境があり、ひとつの過ちで将来が左右されてしまう可能性がある。また例えそれらの知識を持ち合わせていたとしても、広大なインターネット上で想像のつかないところから問題が発生することもあるであろう。このような環境で忘れられる権利が議論されていることに支持や期待を寄せる人々も多くいるはずである。

EUによって忘れられる権利とそれを保障する体系が実現の兆しを見せているが、それに対して懸念されている問題や支持をしない人がいるのもまた事実である。この章では、EUにおいて議論されている忘れられる権利、すなわち個人の削除権について、またそれに関する規則案に対する懸念される問題について考察する。

2.1 実効性

EUデータ保護規則が可決され施行されるようになり、削除権を個人が行使できるようになった場合、おそらく多くの削除要請が管理者や監督機関に寄せられる。Googleは透明性レポートにて、各国政府や裁判所からコンテンツ削除のリクエスト数を公表している。^[4] それを見ると、2013年上半期(1月~6月)において削除要請は3,846件で、対象コンテンツは24,737点に及ぶ。削除権が行使できるようになれば個人からの削除要請はおそらく政府や裁判所からの要請数よりも増えるであろう。Googleだけではなく、EUへサービスを展開しているすべての企業が削除要請を受ける可能性があるのだ。果たして企業は膨大な削除要請が寄せられた場合に、対応ができるのであろうか。

また、EUデータ保護規則が及ばない範囲への拡散したデータは、削除権が行使できない。上述したように、EUデータ保護規則の適用範囲は、EUに居住する人々へ商品やサービスを展開している管理者や処理者までしか及ばない(第3条第2項a)。インターネットは広大であり、一度コピーされ拡散してしまえば、この適用範囲の届かないところにデータが置かれてしまう可能性もある。GoogleやYahooなどの検索エンジンでそのデータを発見できたとしても、その管理者には削除権を行使できない恐れがある。削除権が国際的なスタンダードではない現在、完全にウェブから忘れられることは困難であろう。

2.2 表現の自由とのバランス

削除権が認められ、個人のデータであるから削除を求めることになった場合、そのデータが公共性高いものである可能性もあるであろう。特に第三者によって自分に関する情報がインターネットにアップされた場合、表現の自由との衝突が明らかになるであろう。そのような場合、削除権とどのようにバランスを計っていくのだろうか。

規則案では、自分がインターネットにアップロードしたデータでも第三者によってアップロードされた自分に関するデータであっても削除権を行使できることになっている。しかし削除権の第3項には適用除外として表現の自由がある。そして第80条において「加盟国は個人データ保護の権利と調和させるために欧州連合基本権憲の表現の自由を定める規則に則り、適用除外および特例を提示すべきものとする。」と記されている。また学術的調査目的などの場合にも処理が許されている。

しかしインターネット百科事典の Wikipedia がドイツのプライバシー保護法に基づいてドイツの殺人犯から殺人事件に関する記事から実名記述を削除するよう提訴¹²された件では、ドイツ版の Wikipedia からは名前が削除されたものの、英語版では今も殺人犯の名前は掲載されている。

しかし上述した Wikipedia の件のように、ヨーロッパは人権に関して意識が強いが、今この世の中に提供されている利用人口の多いウェブサービスの多くは、表現の自由を重視してきたアメリカである。削除権が認められれば、このような表現の自由との衝突は避けられないであろう。

2.3 企業の委縮

EU データ保護規則案では定める義務を遵守しないものにたして、最大の措置では、「100,000,000 ユーロ又は、企業の場合は全世界年間総売上の5%までの制裁金のいずれか高い方」というとても重い制裁を課すことができる。これは企業にとっては最大のリスクである。また、企業が削除権を行使された場合、データのアーカイブまで削除をしなければならないことになる。前述したように規則案では個人データの定義として「特定の又は特定可能な自然人（データ主体）に関する全ての情報であり、特定可能な人とは、特に名前・識別番号・位置データ・特定識別子の参照、または当該人の身体的・生理的・遺伝子的・精神的・経済的・文化的・社会的・性的アイデンティティに特有の1つ以上の要素を参照することにより、直接又は間接に特定することができる人。（第4条第2項）」としている。企業としては個人データの削除を要請されても、サービスを展開する上で、保持していたいデータもあるだろう。個人データの定義は「1つ以上の要素で個人が特定可能」とあるが、削除権が行使された場合、すべての個人データの削除を行わなければいけないため、ビジネスへの影響も少なくはない。また制裁金を恐れて個人データの削除を徹底するがためにサービス提供企業は常にインターネットを監視する体制をとらなければならないという可能性もある。そうなるとコストが増大することになりかねない。また、削除権

によって膨大な数の削除要請が寄せられることは想像に難しくない。それもまた企業によってはコストやリスクとなるだろう。

インターネットに関連した業界は、流動性が高い。しかし新たに出現してくるベンチャー企業によって、我々の生活が豊かになっていることも事実である。しかし、削除権や制裁金など、個人にとっては望まれるものでも、企業にとってはリスクとなり、そうした新規ビジネスへ影響を与える可能性があるのである。

[注釈]

- [1] <http://www.google.com/transparencyreport/removals/government/?metric=items>, 透明性レポート, Google
- [2] <http://wired.jp/2009/11/12/%E3%80%8C%E5%AE%9F%E5%90%8D%E3%81%AE%E8%A8%98%E8%BF%B0%E3%80%8D%E3%81%A7wikipedia%E3%82%92%E6%8F%90%E8%A8%B4%EF%BC%9A%E6%9C%89%E7%BD%AA%E5%88%A4%E6%B1%BA%E3%82%92%E5%8F%97%E3%81%91%E3%81%9F%E6%AE%BA/>, 「実名の記述」で Wikipedia を提訴：有罪判決を受けた殺人犯, WIRED

3 忘れられる権利の必要性

Eurobarometer の調査によれば、EU 市民の 70%がウェブ上の個人データについて安全な状態ではないと心配しているという。¹¹¹ また、74%の人々は個人データを明らかにすることはこのインターネット社会において仕方がないと考える一方、72%のインターネットユーザーは個人データを露出しすぎていることに心配しているという。¹¹² また日本においてもある調査では 80%以上の人が忘れられる権利について賛成している。¹¹³

今日の様に情報化が進んだ社会にでは、忘れられる権利が求められることは当然である。しかし、いざそれを権利にしようとするハードルが高くなってしまい、さらに懸念される問題が出てくるのは前述したとおりである。

しかし、EU の目指すところは、削除権を含む自己情報コントロール権は、現代社会においてひとつの基本的人権として確立する為なのだ。「欧州連合の機能に関する条約」第 16 条では、すべての者が自己の個人データの保護に対する権利を有するという原則を規定している。また「欧州連合基本権憲章」第 8 条では、個人データ保護を基本的人権として定めている。そして、現行の EU データ保護指令の第 1 条、EU データ保護規則案の第 1 条には個人データの保護が基本的権利であると謳っている。このように欧州は個人データの保護に関して、一貫した見方を示してきた。

SNS がここ数年で人気を博し、人はつながるというインターネットの光を受けた。一方でその陰も浮き彫りになった。

ある時、高校教員実習中だった女子学生が、パーティーで海賊の帽子を被りお酒を飲んでいる様子写真に撮り、「酔っぱらった海賊」という言葉と共にアップした。それを見つけた彼女の実習先である高校の指導教員が、教員として良くない行為だとして彼女の教育学部の学長に報告した。結局彼女はそれが理由となり、大学側から職務不適格と判断され、教員免許状授与が取り消されてしまった。¹¹⁴

日本においても、自身の投稿が原因となりインターネットで個人情報暴露され会社を辞めざるを得なくなった人もいる。

大手企業で働いていたある女性が、勤め先の会社にやってきたある有名人の態度を Twitter 上で非難したのだ。その投稿を問題視したネットユーザーが、ある掲示板サイトへ彼女の投稿をコピーし、意見を募った。すると彼女に反感を抱いた人々は、彼女に制裁を与える為に、彼女の過去の投稿を分析し、性別や年齢、出身大学、居住地域などを特定した。そして他の实名制 SNS での彼女のデータや写真を見つけ出し、彼女のプライバシーは丸裸にされてしまったのだ。彼女は直後にその事態を把握し、アカウントなどを削除したが、すでに彼女に関するデータはコピーされ、拡散してしまったのだ。その後、自宅に脅迫めいた手紙まで届くようになり、仕事も辞めざるを得なかったという。¹¹⁵

現在の若者は SNS を積極的に利用している。総務省の調べでは 10 代では 7 割の利用率だという。¹¹⁶ また世界では少なくとも月に一度は SNS にログインする人々は 16 億人になるといわれる。¹¹⁷ この様な今日では、インターネットで晒されない様に SNS の利用を控える

といったような奨めは難しいであろう。特に子どもの頃からインターネットを利用できる現代の若者には現実的ではない。上記のような事件は我々のインターネットに対する知識やリテラシーが、現在のインターネットの世界に追いついていないことが原因であることは確かであるが、それを自己責任と押し付けることでいいのであろうか。インターネットに晒されてしまったことによって、尊厳を失っている人達が、再び尊厳を取り戻すために削除権を行使することは必要ではないだろうか。

2011年11月、フランスの女性がGoogleを相手取り、裁判を起こした。彼女は若い頃、有名になりたいがために一度だけヌード映像を撮影したのだ。しかし、インターネットにその映像がコピーされ拡散してしまったことで、今も仕事に就けないと訴えた。そしてGoogleに検索結果から表示されないように求めた。判決は彼女の勝利であった。個人の情報は、本人の意思に応じて消去されるべきであることが判決によって認められた。¹⁸⁾

2008年3月、自動車レース最高峰のフォーミュラ1などを主催する国際自動車連盟の前会長であるマックス・モズレー氏が乱交パーティーを行っていたとイギリス紙のThe News of the Worldによって報じられた。そのパーティーの様子は新聞紙側が売春婦にカメラを持たせ撮影されており、後にインターネットで公開されることとなった。¹⁹⁾

このパーティーの様子を撮影した映像などをインターネットから削除するべく、モズレー氏はGoogleを相手取り、フランスで裁判を起こした。判決は、パーティーの映像や画像などが検索結果から表示されない措置をGoogleに取らせるものになった。¹¹⁰⁾

これらの様に、ヨーロッパでは自分の過去を忘れてもらうために、インターネットから削除を行うことが裁判によっても認められつつある。削除権が表現の自由や言論の自由と対立してしまうことは確かにあり、うまく両立させていくことは難しいであろう。だからと言ってインターネットに晒されて人生を左右させてしまうことが自己責任という形で押しつけられ、尊厳を失っている人々を放っておくことがよいわけがない。この情報化社会の中では誰も被害者になる可能性はある。削除権を基本的人権の一つにすることがEUから始まっているが、インターネットに国境はなく、世界規模で考えていく必要があると私は考える。

[注釈]

- [1] http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_404_en.pdf, CYBER SECURITY REPORT, European Commission
- [2] http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-12-41_en.htm?locale=en, Data protection reform: Frequently asked questions, European Union
- [3] <http://zzhh.jp/questions/426>, 「忘れられる権利」賛成ですか?, ゼゼヒヒ インターネット国民投票
- [4] http://www.nytimes.com/2010/07/25/magazine/25privacy-t2.html?_r=2, The Web Means the End of Forgetting, The New York Times
- [5] http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3219_all.html, “忘れられる権利”はネット社会を変えるか?, NHK Online クローズアップ現代
- [6] <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/html/nc232310.html>, 平成23年版 情報通信白書, 総務省
- [7] <http://www.emarketer.com/Article/India-Leads-Worldwide-Social-Networking-Growth/1010396>, India Leads Worldwide Social Networking Growth, eMarketer
- [8] 「“忘れられる権利”はネット社会を変えるか?, NHK Online クローズアップ現代」を参照。URLは[6]
- [9] <http://www.yomiuri.co.jp/net/report/20130910-OYT8T00537.htm>, 過去を消してもらうためにグーグルに挑む, YOMIURI ONLINE
- [10] http://www.nytimes.com/2013/11/07/business/international/google-is-ordered-to-block-images-in-privacy-case.html?_r=0, Google Is Ordered to Block Images in Privacy Case

4 日本における個人による削除の現状

日本においては、EU データ保護規則案でいう削除権などを含む個人のデータに対するアクセス権は、個人の権利としては保障されていない。

個人情報保護法では、第 26 条で「当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって」と記されているように、「事実でない」という理由が必要である。

プライバシー侵害が考えられる場合、日本においてはプロバイダ責任制限法に基づいて、プロバイダ等に送信防止措置の申立てを行い、プロバイダから発信者への要請を伝える。しかし拒まれた場合、訴訟手続きを行わなければならない。

EU データ保護規則案では、自分の判断でそれが事実であったとしても削除権を行使できる。また削除権を担保するものとして、独立した監督機関が強力な力を与えられているのに対し、日本の個人情報保護法には監督機関に関する規定がない。監督機関に相当するものとしては主務大臣が事業者に対する勧告や命令を与えられる権限を持っているが、主務大臣は独立的とは言えず、権限に関しても EU の規定されている監督機関の権限の一部を与えられているに過ぎない。

そもそも EU は基本的人権として個人データ保護を謳っているのに対し、日本の個人情報保護法はそのような理念はないので、EU と同じ土俵に立っているとは言えない。

5 結びにかえて

忘れられる権利が唱えられている基にあることは、まだインターネットが一般の人々に使われ始めるようになってから20年も経っておらず、私達のリテラシーが今のインターネット社会に追い付いていないことが一番の原因にあるであろう。しかし、インターネットの陰は確実に迫ってきている。それをどのように対処するかが大切である。

EUは世界でも個人データの保護を基本的人権として確立するためにリードしているように見える。忘れられる権利もEUでは裁判で認められはじめ、EU市民もそれを求めているようにも見受けられる。しかしインターネットは広大で、国境はそこにはない。忘れられる権利を保障するためには、世界規模でこの問題について考えていく必要があるだろう。

しかし、各国によって忘れられる権利の導入には温度差がある。実際にまだEUでも施行されていないため、どこまで効果があり問題が出てくるかはわからない。人間には科学を上手く使いこなせることができる。この行方を見守りたいと思う。

参考文献

【書籍】

ローリー・アンドリュース 『ソーシャル無法地帯』 イースト・プレイス 2013年
日本弁護士連合会 『デジタル社会のプライバシー』 航思社 2012年
安岡寛道 『ビッグデータ時代のライフログ』 東洋経済新報社 2012年

【論文】

杉谷眞 「忘れてもらう権利 - 人間の愚かさの上に築く権利 -」
『Law&Practice』 No.07 2013年

【その他】

電子情報技術産業協会 『EU データ保護指令改定に関する調査・分析 報告書』 2012年
http://www.i-ise.com/jp/report/EUdata_protection.pdf,
国際社会経済研究所 小泉雄介 『EU データ保護規則案の最新状況と日本産業界の対応』
2012年 http://www.i-ise.com/jp/symposium/pdf/sym_20121206.pdf,
NHK Online クローズアップ現代 『忘れられる権利はネット社会を変えるか?』 2012年
http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3219_3.html、